

家庭裁判所に成年後見の申立をする方法

親が認知症になった等のため、家庭裁判所に成年後見の申立をする必要がある方のためのページです。次の「1」から「3」までのいずれかの方法でご対応下さい。

1 家庭裁判所のWEBサイトから調べる。

(このページの後のほうに詳細に説明してあります。)

2 公益財団法人武蔵野市福祉公社が定期的で開催している「若いじたく・成年後見相談会」にご参加いただく。

お1人につき、30分から1時間かけて個別にご説明します。原則として奇数月の月末に開催しています。当該月の市報15日号の「ガイド&GUIDE」の「講座・講習・イベント」の欄に掲載されます。公益財団法人武蔵野市福祉公社の成年後見担当に申し込んで下さい。

3 公益財団法人武蔵野市福祉公社にお出でいただく。

お急ぎの方は、公社にお出で下さい。30分から1時間かけて個別にご説明します。ご来社希望日の前日までに電話で公益財団法人武蔵野市福祉公社の成年後見担当に予約して下さい。

以下、東京家庭裁判所のWEBサイトから成年後見の申立について調べる方法について、詳述します。なお、成年被後見人等（後見等を受ける方）の住民登録が、東京都以外にある場合には、申立方法や提出書類が異なりますので、該当の家庭裁判所に直接、お問い合わせ下さい。

また、成年被後見人等（後見等を受ける方）の住民登録が、東京都23区内の場合には、申立先は、東京家庭裁判所の本庁になり、武蔵野市を含む市部の場合には、東京家庭裁判所立川支部になります。（東京都内であれば、提出書類は同じです。）

【WEBサイトから成年後見の申立について調べる方法】

- (1) Yahoo や Google 等で、「[東京家庭裁判所 後見サイト](#)」と入力し、検索結果の中から「[東京家庭裁判所 後見サイト](#)」を選ぶ。
- (2) 「[後見（こうけん）サイト](#)」ページの「[申立方法](#)」をクリックする。

- (3) 「**申立方法**」ページの「[申立てに必要な書類](#)>>」をクリックする。
- (4) 移動先の「**成年後見等申立て**」ページの「[成年後見申立ての手引き・「申立ての前に必ずお読みください」](#)」(PDF ファイル) を出力し、理解する。
- (5) 「**成年後見等申立て**」ページの「[成年後見申立て必要書類チェックシート](#)」(PDF ファイル) を出力する。(これを全部揃えたら、申立の準備完了。)
- (6) 「**成年後見等申立て**」ページのうち、「**2**」の「[診断書\(成年後見用\)、診断書付票](#)」を出力する。3枚出力されるので、3枚ともかかりつけの医師に渡して作成を依頼する。1枚目は解説書、2ページ目と3ページ目を医師に作成願い、返却してもらう。(これが一番時間がかかるので、最初に着手するのが良い。)
- (7) 「**成年後見等申立て**」ページのうち、「**1**」の「[申立書類](#)」を全部出力する。(但し、医師の「[診断書](#)」で、「判断能力判定についての意見」欄が、(後見相当)にチェックされている場合には、申立書類7の「[代理行為目録](#)」「[同意行為目録](#)」は必要ない。)
- (8) 出力した「**1**」の「[申立書類](#)」を順次作成する。注意事項は以下のとおり。
 - ア. 「[親族関係図](#)」には、故人も記載する。(記載して × で消す。)
 - イ. 「[同意書](#)」は、本人が亡くなった場合の相続人になる親族に記入してもらう書類であり、「[親族の同意書について](#)」をよく読んだ上で準備をする。ただし、親族が高齢である場合や、同意を得ることが難しい場合などには、提出する必要はない。
 - ウ. 「[収支状況報告書](#)」は、「[財産目録](#)」作成日から2か月遡って、その2か月間の収入と支出を費目別に分解して記載する。
- (9) 「**成年後見等申立て**」ページの「**5**」の「[登記されていないことの証明書](#)」は郵送で取り寄せる。収入印紙300円分を貼る。(印鑑を押さない。)
- (10) 以上がすべて完了したら、**東京家庭裁判所立川支部**に電話で予約する。
042-845-0324 (または、**042-845-0325**)
- (11) 申立書類一式のコピーを取り、**予約した面接日の3日前(土日休日は除く)までに「申立書類」の原本と申立費用(収入印紙および切手)を郵送する。**
(宛先) 〒190-8589 立川市緑町10番地の4
東京家庭裁判所 立川支部 後見係
申立費用(収入印紙および切手)は、「成年後見等申立てチェックシート」の「4」と「5」に記載してある種類と枚数を揃えて郵送する。申立費用は後見の場合は6,600円、保佐の場合には7,500円プラス800円、補助の場合には、7,500円プラス1,600円。

- (1 2) 予約した日時に**東京家庭裁判所立川支部**に出頭し、7階の待合室にて成年後見に関するDVDを見て待つ。
申立時には、申立人の認印と鑑定費用（医師から受領した「診断書付票」にチェックされている金額）を持参する。
- (1 3) 提出した書類に基づき、調査官から聴取される。聴取時間は、案件により異なり、通常30分以上2時間以内。
- (1 4) 鑑定が行われる場合には、家庭裁判所の会計課にて鑑定費用を納付する。

(注) おわかりになりにくい箇所がありましたら、電話でお問い合わせ下さい。

公益財団法人武蔵野市福祉公社

成年後見担当 : 0422-23-1165

受付時間：(平日) 午前 9:00～12:00

午後 13:00～17:00